

(大阪弁護士会の会員は)本研修は研修義務化対象講座です。(2単位)



大阪弁護士会

第62回日本弁護士連合会人権擁護大会第3分科会 プレシンポジウム

えん罪被害救済へ向けて

～再審弁護の苦勞とやりがい～

参加費無料
要事前申込

先着100名

2019年9月19日(木)

午後6時30分～午後8時30分(開場:午後6時15分)

会場:大阪弁護士会12階1203会議室

再審事件弁護団の弁護士が、以下の観点から、各事件の活動を通じた経験を話し、再審弁護の苦勞とやりがいをお伝えいたします。

- ①各えん罪事件が作られていった真因はどこにあったのか
- ②えん罪を晴らすための本人、家族の苦勞、弁護団の新規明白な証拠解明の努力と、証拠開示
- ③捜査のゆがみ、違法捜査、証拠隠しとの戦いと、請求審での裁判所の姿勢を変革するうえでの教訓
- ④再審法改正に向けての提言

事例1

松橋事件

報告:武村 二三夫 弁護士
(松橋事件弁護団)

事例2

東住吉事件

報告:乗井 弥生 弁護士
(東住吉事件弁護団)

事例3

日野町事件

報告:伊賀 興一 弁護士
(日野町事件弁護団)



主催 大阪弁護士会
共催 日本弁護士連合会

お申込みは、裏面をご覧ください。

えん罪被害救済へ向けて ～再審弁護の苦労とやりがい～

2019年9月19日(木)

午後6時30分～午後8時30分(開場:午後6時15分)

会場:大阪弁護士会12階1203会議室

申込方法

①インターネットでのお申込み(新着・イベント欄からお申込みください。)
右記URLまたはQRコードよりお申込みください。<https://www.osakaben.or.jp>



②FAXでのお申込み

下記をご記入の上、FAX番号06-6364-7477までお送りください。

ふりがな		電話番号	() -
氏名			
メールアドレス		@	
住所			
<input type="checkbox"/> 手話通訳希望 <input type="checkbox"/> 文字通訳希望			

※本イベントは、先着順での申込み受付となります。定員を超過し、ご参加いただけない場合のみ、ご記入いただいた連絡先に連絡させていただきます。
※ご提供いただいた個人情報は、大阪弁護士会のプライバシーポリシーに従い厳重に管理し、参加人数把握のために使用いたします。また、個人情報は、本イベント終了後、直ちに破棄若しくは消去いたします。

「えん罪被害救済へ向けて」は研修義務化対象講座です(2単位)

※大阪弁護士会の所属弁護士がこの学習会に出席した場合、研修単位を取得できます。・図書利用カードをご持参ください。・入室時、退室時の2回、出席登録が必要です。・開始10分以降の入場、研修終了予定時刻前の退場(研修が終了予定時刻前に終了した場合を除く)、研修開始から研修終了予定時刻までの間の合計10分以上の離席は、受講としてカウントされませんのでご注意ください。なお、質疑応答、閉会挨拶等全て終了して、研修終了となります。

一時保育サービス(要予約・無料)

対象:原則、首がすわった乳児～未就学児、小学生相当年齢
時間:イベント開始15分前から終了15分後まで
申込方法:(1)2019年9月4日(水)までに、下記問合せ先にお電話にてお問合せください。
(2)当会より申込書を送付いたします。
(3)記入いただいた申込書の提出をもって申込みが完了します。
※申込人数により、お断りさせていただくこともありますので、ご了承ください。



手話通訳、文字通訳あり
※2019年9月4日(水)までに要申込
※大阪弁護士会HPより申込できます

お問い合わせ先:大阪弁護士会 委員会部 司法課(岡田) ☎ 06-6364-1681 (平日9時～18時)



【場所】大阪弁護士会館 2階ホール
〒530-0047 大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館
京阪中之島線「なにわ橋駅」下車 出口1から徒歩約5分
地下鉄・京阪本線「淀屋橋駅」下車 1号出口から徒歩約10分
地下鉄・京阪本線「北浜駅」下車 26号階段から徒歩約7分
JR東西線「北新地駅」下車 徒歩約15分